

## (大野市水循環推進協議会設置要綱)

【役 割】 ・大野市水循環基本計画に関する施策の推進について協議する。

- (1) 大野市水循環基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 大野市水循環基本計画の施策の推進状況の報告に関すること。
- (3) 大野市水循環基本計画を推進するための施策の検討に関すること。
- (4) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 など

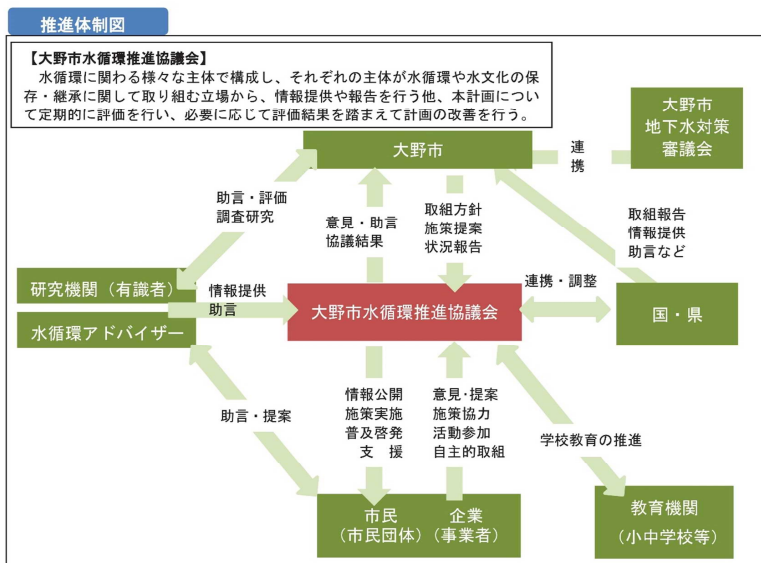
【委 員】 次に掲げる者から20人以内を市長が委嘱

- (1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 関係団体の役員又は職員
- (4) 公募による者 (5) 市長が必要と認める者

【任 期】 大野市水循環基本計画が終了する日まで(令和12年度3月)

※「公募による者」の任期は、3年以内(令和6年度から令和8年度まで)

### (大野市水循環基本計画【抜粋 P54】)



主な主体の役割	
市	流域を担当する基礎自治体として各種施策を実施。計画の策定主体として、計画全般の進行管理、関係機関、団体等との調整協議、啓発普及活動を推進する。
市民 (市民団体)	法令や各種規制等を遵守し、地域での水保全活動への積極的参加など水循環に関する各種取り組みに協力する。また、意見や提案の提出、自主的な活動を実施する。
企業・団体 (事業者)	企業活動における水循環への配慮、水循環対策への直接的、間接的参加や行政が行う調査研究へ対し積極的に協力する。また、意見や提案の提出、自主的な活動を実施する。
研究機関 (有識者)	現状や課題、施策による課題解決の効果等に対し、専門的な観点から評価や助言を行う。また、要請や必要に応じて調査・研究を行う。
国	国の施策や本計画に記述されている方針などとの整合性を図りつつ、流域内の所管する河川、ダム、森林等の管理者として各種施策を実施するとともに、情報提供や助言などを行う。
県	水循環に係る様々な施策のそれぞれの責任部署が、水循環に関わる施策を実施する。また、国や団体、事業者等との間の調整や情報提供、助言などを行う。
教育機関	流域マネジメントの普及啓発・人材育成に関連する取り組みの場であり、その担い手ともなる。総合学習などを活用した水循環や環境に関する学習の計画的な実施など協力を行う。
地下水対策 審議会	地下水の保全及び利用について調査審議する。市長の諮問に応じ、地下水の合理的利用に関する事項等について調査審議し、又は市長に対し積極的に意見具申を行う。